



長崎県公報

目 次

◎ 条 例

- 職員の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 長崎県手数料条例の一部を改正する条例
- 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 長崎県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例
- 長崎県こども・女性・障害者支援センター設置条例の一部を改正する条例
- 長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
- 長崎県こども未来応援基金条例
- 長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例
- 長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
- 長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例
- 長崎県窯業技術センター条例の一部を改正する条例
- 長崎県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例
- 長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例
- 長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 長崎県県営空港条例の一部を改正する条例
- 長崎県福江港ターミナルビル条例を廃止する条例
- 長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例
- 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

所管課（室）名

人 事 課

人 事 課
教育庁教育政策課
財 政 課スマート県庁推進課
県民生活環境課
福 祉 保 健 課
//長 寿 社 会 課
障 害 福 祉 課
こ だ も 未 来 課
こ だ も 家 庭 課
こ だ も 未 来 課
////
こ だ も 家 庭 課
産 業 政 策 課
//雇用労働政策課
水産加工流通課都 市 政 策 課
港 湾 課//
建 築 課
//議 会 事 務 局
教 育 政 策 課

働きがい推進室

条 例

職員の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第1号

職員の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費に関する条例(昭和29年長崎県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(旅費の支給) 第3条 略 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1)～(3) 略 (4) 職員の定年等に関する条例(昭和59年長崎県条例第1号)第2条の定年による退職(同条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来による退職を含む。)をし、若しくは地方公務員法第22条の4第1項により短時間勤務の職を占める職員として採用され、その任期の満了による退職をし、又は60歳に達した日以後の最初の3月31日に退職をした職員(人事委員会規則で定める職員に限る。)が人事委員会規則で定める期間内にその居住地を出発して帰住したときには、当該職員 3～6 略 (旅費の種類) 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費、<u>宿泊費、宿泊手当</u>、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。 2～6 略 7 <u>宿泊費は、旅行中の宿泊に要する実費額により支給する。</u> 8 <u>宿泊手当は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。</u> 9～13 略 第10条 削除 第12条 削除	(旅費の支給) 第3条 略 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1)～(3) 略 (4) 職員の定年等に関する条例(昭和59年長崎県条例第1号)第2条の定年による退職(同条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来による退職を含む。)をし、又は地方公務員法第22条の4第1項により短時間勤務の職を占める職員として採用され、その任期の満了による退職をした職員(人事委員会規則で定める職員に限る。)が人事委員会規則で定める期間内にその居住地を出発して帰住したときには、当該職員 3～6 略 (旅費の種類) 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費、<u>宿泊料</u>、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。 2～6 略 7 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。</u> 8～12 略 第10条 <u>旅行者が同一地域(第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における旅行諸費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。</u> 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。 第12条 1日の旅行において、旅行諸費又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には額の多い方の定額による旅行諸費又は宿泊料を支給する。

(宿泊費)

第21条 宿泊費の額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第13条第1項の規定で定める額を上限とする。この場合において、国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級については、人事委員会規則で定める。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

2 宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(宿泊手当)

第21条の2 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める1夜当りの定額とする。

(着後手当)

第24条 着後手当の額は、次に掲げる額による。

- (1) 赴任に伴う移転前及び移転後の在勤公署が、同一の都道府県の区域にある場合には、赴任に伴い、住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表の着後手当の5夜分に相当する額
- (2) 前号以外の場合には、第20条第1項に掲げる額の5日分及び赴任に伴い、住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表の着後手当の5夜分に相当する額

(扶養親族移転料)

第25条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行諸費、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額に職員相当の宿泊費及び宿泊手当を加えた額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費、食卓料及び着後手当の2分の1に相当する額に職員相当の宿泊費及び宿泊手当を加えた額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行諸費、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額に職員相当の宿泊費及び宿泊手当を加えた額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 略

- (3) 第1号アからウまでの規定により旅行諸費、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 略

(在勤地内旅行の旅費)

第27条 在勤地内における旅行について次の各号のいずれか

(宿泊料)

第21条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(着後手当)

第24条 着後手当の額は、次に掲げる額による。

- (1) 赴任に伴う移転前及び移転後の在勤公署が、同一の都道府県の区域にある場合には、赴任に伴い、住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額
- (2) 前号以外の場合には、第20条第1項に掲げる額の5日分及び赴任に伴い、住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額

(扶養親族移転料)

第25条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

ア 12才以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行諸費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12才未満6才以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6才未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行諸費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6才未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 略

- (3) 第1号アからウまでの規定により旅行諸費、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 略

(在勤地内旅行の旅費)

第27条 在勤地内における旅行について次の各号のいずれか

に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 略
(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、第21条に規定する額の宿泊費及び第21条の2に規定する額の宿泊手当
(3)及び(4) 略

2 略

別表 旅費（第23条、第24条関係）

(1) 移転料

区分	鉄道50	鉄道50	鉄 道	鉄 道	鉄 道	鉄 道	鉄 道	鉄 道
	キロメ	キロメ	100キ	300キ	500キ	1,000	1,500	2,000
	ートル	ートル	ロメー	ロメー	ロメー	キロメ	キロメ	キロメ
	未満	以 上	トル以	トル以	ト ル	ートル	ートル	ートル
		100キ	上300	上500	以 上	以 上	以 上	以上
		ロメー	キロメ	キロメ	1,000	1,500	2,000	
		トル未	ートル	ートル	キロメ	キロメ	キロメ	
		満	未満	未満	ートル	ートル	ートル	
					未満	未満	未満	
6級以	117,000	134,000	165,000	204,000	270,000	284,000	304,000	353,000
上の職	円	円	円	円	円	円	円	円
務にあ								
る者								
5級以	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000	324,000
下の職	円	円	円	円	円	円	円	円
務にあ								
る者								

備考

路程の計算については、水路8分の1キロメートル又は陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

(2) 着後手当

着後手当（1夜につき）	
甲地方	乙地方
12,000円	10,800円

備考

着後手当の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、

に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 略
(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料
(3)及び(4) 略

2 略

別表 旅費（第21条関係）

(1) 宿泊料

宿泊料（1夜につき）	
甲地方	乙地方
12,000円	10,800円

備考

- 1 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち人事委員会規則で定める地域その他これらに準ずる地域で人事委員会規則で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとしなす。

(2) 移転料

区分	鉄道50	鉄道50	鉄 道	鉄 道	鉄 道	鉄 道	鉄 道	鉄 道
	キロメ	キロメ	100キ	300キ	500キ	1,000	1,500	2,000
	ートル	ートル	ロメー	ロメー	ロメー	キロメ	キロメ	キロメ
	未満	以 上	トル以	トル以	ト ル	ートル	ートル	ートル
		100キ	上300	上500	以 上	以 上	以 上	以上
		ロメー	キロメ	キロメ	1,000	1,500	2,000	
		トル未	ートル	ートル	キロメ	キロメ	キロメ	
		満	未満	未満	ートル	ートル	ートル	
					未満	未満	未満	
6級以	117,000	134,000	165,000	204,000	270,000	284,000	304,000	353,000
上の職	円	円	円	円	円	円	円	円
務にあ								
る者								
5級以	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000	324,000
下の職	円	円	円	円	円	円	円	円
務にあ								
る者								

備考

路程の計算については、水路8分の1キロメートル又は陸

横浜市、京都市及び神戸市のうち人事委員会規則で定める地域その他これらに準ずる地域で人事委員会規則で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。	路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。
--	-------------------------------

（知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第2条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和31年長崎県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（旅費） 第4条 略 2 前項の旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用するものとし、この場合において、知事は副大臣、副知事は指定職の職務にある者とみなす。ただし、内国旅行において<u>職員の旅費に関する条例（昭和29年長崎県条例第47号）第20条第2項及び第3項に該当する旅行を行った場合は、同条第1項及び第3項に基づく旅行諸費を支給する。</u> 附 則 1 及び 2 略 3～8 略	（旅費） 第4条 略 2 前項の旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用するものとし、この場合において、知事は副大臣、副知事は指定職の職務にある者とみなす。ただし、内国旅行における日当については、<u>旅行諸費とし、職員の旅費に関する条例（昭和29年長崎県条例第47号）の規定を準用する。</u> 附 則 1 及び 2 略 3 <u>第4条第2項の規定により国家公務員等の旅費に関する法律を準用する場合において、同法第16条第2項第1号中「100キロメートル」とあるのは、当分の間、「50キロメートル」と読み替えるものとする。</u> 4～9 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第2号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 略 2 及び 3 略 4 任命権者は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支	（週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 略 2 及び 3 略 4 任命権者は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支

障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、当該申告を経て単位期間ごとの期間につき第1項に規定する週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第7条の4第2項、第17条第1項及び第20条の2第1項において同じ。）の介護をする職員及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員であって、人事委員会規則で定めるもの

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第7条の6 略

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条の2第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 略

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして、人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

（休暇の種類）

第10条 職員の休暇は、年次休暇、公傷休暇、病気休暇、療養休暇、健康管理休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（健康管理休暇）

第15条 健康管理休暇は、女子職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合における休暇とする。

障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、当該申告を経て単位期間ごとの期間につき第1項に規定する週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第7条の4第2項及び第17条第1項において同じ。）の介護をする職員及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員であって、人事委員会規則で定めるもの

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第7条の6 略

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条の2第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 略

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして、人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

（休暇の種類）

第10条 職員の休暇は、年次休暇、公傷休暇、病気休暇、療養休暇、生理休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（生理休暇）

第15条 生理休暇は、女子職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合における休暇とする。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第20条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） 第20条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第20条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） 第20条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
--	--

（市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づく市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員の勤務時間、休日及び休暇に関しては、長崎県職員の例による。この場合において、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第3条第3項及び第4項、第7条の2、第7条の3第1項、第7条の4第1項、第7条の5第1項、第7条の6第1項から第3項まで、第9条第1項、第11条第3項、第19条、第20条の2並びに第20条の3中「任命権者」とあるのは「市町村教育委員会」とする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づく市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員の勤務時間、休日及び休暇に関しては、長崎県職員の例による。この場合において、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第3条第3項及び第4項、第7条の2、第7条の3第1項、第7条の4第1項、第7条の5第1項、第7条の6第1項から第3項まで、第9条第1項、第11条第3項並びに第19条中「任命権者」とあるのは「市町村教育委員会」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条の6第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

長崎県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第3号

長崎県手数料条例の一部を改正する条例

長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係） 土木部						別表第1（第2条関係） 土木部					
番号	事務の名称	手数料 の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料 の名称	区分	単位	金額
1～22 略						1～22 略					
23	削除					23	租税特別措置法施行令第20条の2第13項又は第38条の4第22項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	特定の民間再開発事業認定申請手数料		1件	35,000円
24～33 略						24～33 略					
選挙管理委員会						選挙管理委員会					
番号	事務の名称	手数料 の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料 の名称	区分	単位	金額
1	政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定に基づく少額領収書等の写しの開示の請求に係る事務	少額領収書等の写しの開示請求手数料		1件	110円	1	政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定に基づく少額領収書等の写しの開示の請求に係る事務	少額領収書等の写しの開示請求手数料		1件	80円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第4号

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長崎県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 略	
2 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて外国人に対し行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3～6 略	

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 略		
2 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法に準じて外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 知事	生活保護法に準じて外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 略	
2 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて外国人に対し行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3～6 略	

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 略		
2 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法に準じて外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 知事	生活保護法に準じて外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略

4～13 略

4～13 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

長崎県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第5号

長崎県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例

長崎県環境保健研究センター条例（平成18年長崎県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第2（第9条関係）						別表第2（第9条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	細菌の検査	細菌検査手数料	(1) 特殊培養検査	1 件	<u>14,940円</u>	1	細菌の検査	細菌検査手数料	(1) 特殊培養検査	1 件	<u>13,210円</u>
			(2) 無菌試験	1 件	<u>12,480円</u>				(2) 無菌試験	1 件	<u>12,220円</u>
2	ウィルスの検査	ウィルス検査手数料	分離試験	1 項目	<u>38,130円</u>	2	ウィルスの検査	ウィルス検査手数料	分離試験	1 項目	<u>34,560円</u>
3	食品、薬品その他の試験	食品、薬品その他の試験手数料	(1) 1 類	1 項目	<u>18,040円</u>	3	食品、薬品その他の試験	食品、薬品その他の試験手数料	(1) 1 類	1 項目	<u>14,740円</u>
			(2) 2 類	1 項目	<u>26,420円</u>				(2) 2 類	1 項目	<u>20,290円</u>
			(3) 3 類	1 項目	<u>41,180円</u>				(3) 3 類	1 項目	<u>29,750円</u>
			(4) 4 類	1 項目	<u>39,850円</u>				(4) 4 類	1 項目	<u>36,150円</u>
			(5) 5 類	1 項目	<u>50,890円</u>				(5) 5 類	1 項目	<u>40,640円</u>
			(6) 6 類	1 項目	<u>78,560円</u>				(6) 6 類	1 項目	<u>51,580円</u>
			(7) 特殊	1 項目	<u>105,160円</u>				(7) 特殊	1 項目	<u>70,850円</u>
4	食品添加物、器具容器包装その他の細菌検査	食品添加物、器具容器包装その他の細菌検査手数料	(1) 細菌数検査	1 項目	<u>19,100円</u>	4	食品添加物、器具容器包装その他の細菌検査	食品添加物、器具容器包装その他の細菌検査手数料	(1) 細菌数検査	1 項目	<u>17,100円</u>
			(2) 大腸菌群検査	1 件	<u>20,720円</u>				(2) 大腸菌群検査	1 件	<u>18,630円</u>
			(3) 細菌検査	1 件	<u>21,560円</u>				(3) 細菌検査	1 件	<u>18,630円</u>
			(4) 殺菌効力試験	1 件	<u>31,040円</u>				(4) 殺菌効力試験	1 件	<u>21,260円</u>
			(5) 保存試験	1 件	<u>22,140円</u>				(5) 保存試験	1 件	<u>21,260円</u>
5 略						5 略					

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

長崎県こども・女性・障害者支援センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第6号

長崎県こども・女性・障害者支援センター設置条例の一部を改正する条例

長崎県こども・女性・障害者支援センター設置条例（平成18年長崎県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（設置）	（設置）

第1条 略

2 センターの名称、位置、機能及び所管区域については、次のとおりとする。

区分	名称	位置	機能	所管区域
1	長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎市	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童相談所 (2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づく女性相談支援センター (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者更生相談所 (4) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者更生相談所 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神保健福祉センター	長崎市、諫早市、大村市、島原市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、西彼杵郡及び南松浦郡。ただし、左欄中第2号、第3号及び第5号に掲げる機能については、県の全区域とする。
2	佐世保こども・女性・障害者支援センター	佐世保市	(1) 略 (2) 略	略

第1条 略

2 センターの名称、位置、機能及び所管区域については、次のとおりとする。

区分	名称	位置	機能	所管区域
1	長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎市	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童相談所 (2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づく女性相談支援センター (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者更生相談所 (4) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者更生相談所 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神保健福祉センター	長崎市、諫早市、大村市、島原市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、西彼杵郡及び南松浦郡。ただし、左欄中第2号及び第5号に掲げる機能については、県の全区域とする。
2	佐世保こども・女性・障害者支援センター	佐世保市	(1) 略 (2) <u>身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談所</u> (3) 略	略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第7号

長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（職員） 第15条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (7) 略	（職員） 第15条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士 (7) 略

2 略 (生活指導等) 第20条 略 2～5 略 <u>6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</u> (職員) 第24条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士又は管理栄養士 (7) 略 2 略 (生活指導等) 第25条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後に健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する<u>個別支援計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。 2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第20条(第2項及び第6項を除く。)の規定を準用する。 (作業指導) 第26条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>個別支援計画</u>に従って、入所者が退所後に自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。 2 略	2 略 (生活指導等) 第20条 略 2～5 略 (職員) 第24条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士 (7) 略 2 略 (生活指導等) 第25条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後に健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体<u>の条件に適合する更生計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。 2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第20条(第2項を除く。)の規定を準用する。 (作業指導) 第26条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>更生計画</u>に従って、入所者が退所後に自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。 2 略
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定及び第24条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第8号

長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(職員) 第13条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあっては第6号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。 (1)～(5) 略	(職員) 第13条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあっては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。 (1)～(5) 略

(6) 栄養士又は管理栄養士 (7) 略 2 略	(6) 栄養士 (7) 略 2 略
--------------------------------	-------------------------

（長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（職員） 第12条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士又は管理栄養士 (6)及び(7) 略 2 略 （職員） 第47条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士又は管理栄養士 (6)及び(7) 略 2 略 附 則 1 及び 2 略 3 平成12年3月31日以前の日から存する特別養護老人ホームの建物（同年4月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同月2日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第11条第4項及び第46条第4項の規定を適用する場合においては、第11条第4項及び第46条第4項中「1人とする。ただし、地域の实情によっては、4人以下とすることができる」とあるのは「4人以下とする」とする。 4～6 略	（職員） 第12条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士 (6)及び(7) 略 2 略 （職員） 第47条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士 (6)及び(7) 略 2 略 附 則 1 及び 2 略 3 平成12年3月31日以前の日から存する特別養護老人ホームの建物（同年4月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同月2日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第11条第4項及び第45条第4項の規定を適用する場合においては、第11条第4項及び第46条第4項中「1人とする。ただし、地域の实情によっては、4人以下とすることができる」とあるのは「4人以下とする」とする。 4～6 略

（長崎県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 長崎県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（職員） 第12条 軽費老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福	（職員） 第12条 軽費老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福

祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第6号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3) 略 (4) 栄養士又は管理栄養士 (5)及び(6) 略 2 略 附 則 1～11 略 （軽費老人ホームA型の職員） 12 軽費老人ホームA型に置くべき職員は、次のとおりとする。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士若しくは管理栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあっては、第5号の栄養士若しくは管理栄養士、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては、第8号の調理員を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士又は管理栄養士 (6)～(8) 略 13～18 略	祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第6号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3) 略 (4) 栄養士 (5)及び(6) 略 2 略 附 則 1～11 略 （軽費老人ホームA型の職員） 12 軽費老人ホームA型に置くべき職員は、次のとおりとする。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあっては、第5号の栄養士、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては、第8号の調理員を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士 (6)～(8) 略 13～18 略
---	---

（長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（従業者） 第81条 略 2 略 3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第66号）第4条又は長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長崎県条例第18号）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 4 略 （運営規程） 第107条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程（以下この章（次節を除く。）において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （従業者）	（従業者） 第81条 略 2 略 3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第66号。以下「<u>介護老人保健施設条例</u>」という。）第4条又は長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長崎県条例第18号。以下「<u>介護医療院条例</u>」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 4 略 （運営規程） 第107条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程（以下この章（第5節を除く。）において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （従業者）

第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（予防条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（予防条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) 略

(4) 栄養士又は管理栄養士

(5)及び(6) 略

2 略

3 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、前項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

4～9 略

（従業者）

第183条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 栄養士又は管理栄養士

(4)及び(5) 略

2 略

（電磁的記録等）

第276条の2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービ

第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（予防条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（予防条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) 略

(4) 栄養士

(5)及び(6) 略

2 略

3 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

4～9 略

（従業者）

第183条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 栄養士

(4)及び(5) 略

2 略

（電磁的記録等）

第276条の2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービ

スの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び前条において準用する場合を含む。）及び第224条第1項（第248条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 略

附 則

1 略

（経過措置）

2 政令第52条の規定により読み替えて適用される政令第4条第2項に規定する主として老人慢性疾患（老人がかかっている場合において一般に慢性の経過をたどる疾患をいう。）にかかっている老人（当該疾患につき手術を要する状態にある者又は急性の疾患にかかっている者を除く。）を入院させることを目的とした病床（療養病床及び医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群の病床を除く。）により構成される病棟を有する病院（以下「介護力強化病院」という。）に該当する指定短期入所療養介護事業所に置くべき短期入所療養介護従業者の員数、その算定方法の基準は、規則で定める。

3～10 略

スの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）及び第224条第1項（第248条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 略

附 則

1 略

（経過措置）

2 政令第52条の規定により読み替えて適用される政令第4条第2項に規定する主として老人慢性疾患（老人がかかっている場合において一般に慢性の経過をたどる疾患をいう。）にかかっている老人（当該疾患につき手術を要する状態にある者又は急性の疾患にかかっている者を除く。）を入院させることを目的とした病床（療養病床及び医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群の病床を除く。）により構成される病棟を有する病院（第190条第1項第2号に該当するものを除く。以下「介護力強化病院」という。）に該当する指定短期入所療養介護事業所に置くべき短期入所療養介護従業者の員数、その算定方法の基準は、規則で定める。

3～10 略

（長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正）

第5条 長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（従業者） 第130条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることが	（従業者） 第130条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることが

できる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（居宅条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（居宅条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第140条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所において、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) 略

(4) 栄養士又は管理栄養士

(5)及び(6) 略

2 略

3 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、前項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

4～9 略

（利用料等の受領）

第136条 略

2及び3 略

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

（従業者）

第167条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 栄養士又は管理栄養士

(4)及び(5) 略

2 略

できる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（居宅条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（居宅条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第140条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所において、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) 略

(4) 栄養士

(5)及び(6) 略

2 略

3 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

4～9 略

（利用料等の受領）

第136条 略

2及び3 略

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

（従業者）

第167条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 栄養士

(4)及び(5) 略

2 略

（長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第6条 長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第7条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。 (1)及び(2) 略 (3) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (4)及び(5) 略 2～4 略 附 則 1 略 （経過措置） 2 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であつて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第6条第1項第2号及び第2項並びに第74条第1項第2号及び第2項の規定は適用せず、第28条及び第29条の規定の適用については、第28条第1項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項から第9項まで及び第29条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」とする。</u>	第7条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。 (1)及び(2) 略 (3) 栄養士 (4)及び(5) 略 2～4 略 附 則 1 略 （経過措置） 2 <u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であつて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第6条第1項第2号及び第2項並びに第74条第1項第2号及び第2項の規定は適用せず、第28条及び第29条の規定の適用については、第28条第1項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項から第9項まで及び第29条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」とする。</u>

（長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第7条 長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（従業者） 第5条 指定福祉型障害児入所施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3) 略	（従業者） 第5条 指定福祉型障害児入所施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3) 略

(4) 栄養士又は管理栄養士 (5)及び(6) 略 2 及び 3 略 (電磁的記録等) 第60条の2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条（前条において準用する場合を含む。）、第15条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2 略	(4) 栄養士 (5)及び(6) 略 2 及び 3 略 (電磁的記録等) 第60条の2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条（第60条において準用する場合を含む。）、第15条第1項（第60条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2 略
--	---

（長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第8条 長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（運営に関する基準） 第49条 略 2 第5条第2項から第4項まで、第4節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第44条を除く。）及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条第1項」と、<u>前条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項」と読み替えるほか</u>、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第45条中「<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣</u>」とあるのは「<u>厚生労働大臣</u>」と読み替えるものとする。 （食事） 第91条 略 2 及び 3 略 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 5 略	（運営に関する基準） 第49条 略 2 第5条第2項から第4項まで、第4節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第44条を除く。）及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条第1項」と、<u>第48条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項」と読み替えるほか</u>、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第45条中「<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣</u>」とあるのは「<u>厚生労働大臣</u>」と読み替えるものとする。 （食事） 第91条 略 2 及び 3 略 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 5 略

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第98条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（実施主体）

第180条 略

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

（地域との連携等）

第204条の10 略

2～4 略

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（電磁的記録等）

第213条の2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第98条、第98条の5、第127条、第152条、第152条の5、第162条、第162条の4、第175条、第188条、第193条、第197条、第197条の12、第197条の20並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第81条、第98条、第98条の5、第114条、第114条の4、第127条、第152条、第152条の5、第162条、第162条の4、第175条、第188条、第193条、第197条、第197条の12、第197条の20、第204条、第204条の11、第204条の22並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第54条第1項、第107条第1項（第114条の4において準用する場合を含む。）、第201条の3第1項（第204条の11及び第204条の22において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第98条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（実施主体）

第180条 略

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

（地域との連携等）

第204条の10 略

2～4 略

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

（電磁的記録等）

第213条の2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第98条、第98条の5、第127条、第152条、第152条の5、第162条、第162条の4、第175条、第188条、第193条、第197条、第197条の12、第197条の20並びに第213条第1項において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第81条、第98条、第98条の5、第114条、第114条の4、第127条、第152条、第152条の5、第162条、第162条の4、第175条、第188条、第193条、第197条、第197条の12、第197条の20、第204条、第204条の11、第204条の22並びに第213条第1項において準用する場合を含む。）、第54条第1項、第107条第1項（第114条の4において準用する場合を含む。）、第201条の3第1項（第204条の11及び第204条の22において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識

とができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。	とができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
2 略	2 略

(長崎県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第9条 長崎県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第38条第3項(法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)において準用する同法第36条第3項第1号並びに第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。 (職場への定着のための支援等の実施) 第34条 略 2 略 3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第197条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第197条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。 4 略 (食事) 第36条 略 2～4 略 5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 6 略	(趣旨) 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第38条第3項(法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)において準用する第36条第3項第1号並びに第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。 (職場への定着のための支援等の実施) 第34条 略 2 略 3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第70号)第197条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第197条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。 4 略 (食事) 第36条 略 2～4 略 5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 6 略

(長崎県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第10条 長崎県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(食事) 第47条 略 2及び3 略 4 生活事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 5 略	(食事) 第47条 略 2及び3 略 4 生活事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 5 略

(実施主体) 第78条 略 2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社以外の者でなければならない。	(実施主体) 第78条 略 2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第44条第1項に規定する子会社以外の者でなければならない。
---	---

(長崎県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第11条 長崎県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第73号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(食事) 第30条 略 2～4 略 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 6 略	(食事) 第30条 略 2～4 略 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 6 略

(長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第12条 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第76号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(職員配置) 第27条 乳児院(乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)10人未満を入所させる乳児院を除く。)には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2～7 略 (職員配置) 第64条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2～7 略 (職員配置) 第75条 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。)を除く。次項及び第3項において同じ。)を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、<u>栄養士又は管理栄養士</u>、調理員及び児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設に	(職員配置) 第27条 乳児院(乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)10人未満を入所させる乳児院を除く。)には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士及び調理員</u>を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2～7 略 (職員配置) 第64条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士及び調理員</u>並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2～7 略 (職員配置) 第75条 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。)を除く。次項及び第3項において同じ。)を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、<u>栄養士、調理員</u>及び児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないこと

あつては調理員を置かないことができる。

2及び3 略

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

5～11 略

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

13～15 略

（職員配置）

第93条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、かくたん喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

- (1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士又は管理栄養士
(2)～(5) 略

2～5 略

（職員配置）

第108条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2～6 略

（職員配置）

第117条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2～6 略

附 則

1 略

（高等学校及び大学の範囲）

ができる。

2及び3 略

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

5～11 略

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

13～15 略

（職員配置）

第93条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、かくたん喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

- (1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士
(2)～(5) 略

2～5 略

（職員配置）

第108条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2～6 略

（職員配置）

第117条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2～6 略

附 則

1 略

（高等学校及び大学の範囲）

2 第40条第5号に規定する高等学校は、中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を含み、第27条第4項（第38条第3項及び第64条第4項において準用する場合を含む。）、第60条第2項第6号ア、第66条第4号、第108条第3項（第117条第4項において準用する場合を含む。）及び第119条第4号に規定する大学は、大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学を含むものとする。

（経過措置）

3 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）附則第5条第1項の規定により母子生活支援施設又は児童養護施設とみなされる施設に係る第41条第3号又は第67条第2号の適用については、第41条第3号中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき2.47平方メートル」と、第67条第2号中「4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする」とあるのは「15人以下とし、その面積は、1人につき2.47平方メートル以上とする」と読み替えるものとする。

4 略

5 平成23年6月17日前から設置されている母子生活支援施設、児童養護施設又は児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設（以下「一時保護施設」という。）の建物（同日において建築中のものを含み、同日以後に全面的に改築されたものを除く。）に係る第41条第1号又は第67条第1号の規定の適用については、第41条第1号中「集会、学習等を行う室及び相談室」とあるのは「集会、学習等を行う室、調理場、浴室及び便所を設けること。」と、第67条第1号中「居室、相談室」とあるのは「居室」と読み替えるものとする。

6 平成23年6月17日前から設置されている母子生活支援施設、児童養護施設又は一時保護施設の建物（同日において建築中のものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る第41条第2号若しくは第3号又は第67条第2号の規定の適用については、第41条第2号中「これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること」とあるのは「1世帯につき1室以上とすること」と、同条第3号中「30平方メートル」とあるのは「1人につき3.3平方メートル」と、第67条第2号中「4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする」とあるのは「15人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること」と読み替えるものとする。

7 平成23年6月17日前から乳児院又は児童養護施設に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、第27条第2項（第64条第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該乳児院又は児童養護施設における家庭支援専門相談員となることができる。

8 平成23年9月1日前から児童養護施設の長である者については、第65条第1項の規定にかかわらず、当該施設の長である者とみなす。

9～13 略

2 第40条第5号に規定する高等学校は、中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を含み、第27条第4項（第38条第3項及び第68条第4項において準用する場合を含む。）、第64条第2項第6号ア、第70条第4号、第112条第3項（第121条第4項において準用する場合を含む。）及び第123条第4号に規定する大学は、大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学を含むものとする。

（経過措置）

3 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）附則第5条第1項の規定により母子生活支援施設又は児童養護施設とみなされる施設に係る第41条第3号又は第71条第2号の適用については、第41条第3号中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき2.47平方メートル」と、第71条第2号中「4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする」とあるのは「15人以下とし、その面積は、1人につき2.47平方メートル以上とする」と読み替えるものとする。

4 略

5 平成23年6月17日前から設置されている母子生活支援施設、児童養護施設又は児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設（以下「一時保護施設」という。）の建物（同日において建築中のものを含み、同日以後に全面的に改築されたものを除く。）に係る第41条第1号又は第71条第1号の規定の適用については、第41条第1号中「集会、学習等を行う室及び相談室」とあるのは「集会、学習等を行う室、調理場、浴室及び便所を設けること。」と、第71条第1号中「居室、相談室」とあるのは「居室」と読み替えるものとする。

6 平成23年6月17日前から設置されている母子生活支援施設、児童養護施設又は一時保護施設の建物（同日において建築中のものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る第41条第2号若しくは第3号又は第71条第2号の規定の適用については、第41条第2号中「これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること」とあるのは「1世帯につき1室以上とすること」と、同条第3号中「30平方メートル」とあるのは「1人につき3.3平方メートル」と、第71条第2号中「4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする」とあるのは「15人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること」と読み替えるものとする。

7 平成23年6月17日前から乳児院又は児童養護施設に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、第27条第2項（第68条第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該乳児院又は児童養護施設における家庭支援専門相談員となることができる。

8 平成23年9月1日前から児童養護施設の長である者については、第69条第1項の規定にかかわらず、当該施設の長である者とみなす。

9～13 略

（長崎県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第13条 長崎県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（職員配置の基準） 第9条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。 (1)及び(2) 略 (3) 栄養士、<u>管理栄養士</u>又は調理員 1以上 (4)～(6) 略 2～4 略 （食事の提供） 第14条 略 2 略 3 <u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かない女性自立支援施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。	（職員配置の基準） 第9条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。 (1)及び(2) 略 (3) 栄養士又は調理員 1以上 (4)～(6) 略 2～4 略 （食事の提供） 第14条 略 2 略 3 栄養士を置かない女性自立支援施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

長崎県子ども未来応援基金条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第9号

長崎県子ども未来応援基金条例

（基金の設置）

第1条 こどもが夢や希望を持って健やかに成長できる社会の実現を目的に実施する、こどもの居場所づくりや多様な体験の提供をはじめとした、こども施策に要する経費に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、長崎県子ども未来応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（基金の管理）

第3条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（繰替運用）

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法等を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（基金の処分）

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の経費の財源に充てる場合限り、これを処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第10号

長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例

長崎県少年保護育成条例（昭和53年長崎県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（インターネット利用環境の整備） 第4条の2 略 2 特定電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及びインターネットを利用することができる通信端末機器の販売又は貸付けを業とする者は、当該通信端末機器を少年が使用する場合は、当該役務の提供又は当該通信端末機器の販売若しくは貸付けの契約を締結する際に、少年が有害情報を閲覧し、又は視聴しないように、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他の必要な情報を提供し、その利用を推奨するよう努めなければならない。 3 略 （携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置） 第4条の3 保護者は、次に掲げる場合において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下この条において「法」という。）第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービス（法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用しない旨の申出をするときは、当該少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚では認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。）を携帯電話インターネット接続役務提供事業者（法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 (1)及び(2) 略 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、前項各号に規定する契約（当該契約の内容を変更する契約及び当該契約の更新を内容とする契約については、同項の書面が提出される場合に限る。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、少年又はその保護者に対し、法第14条各号に掲げる事項その他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書（電磁的記録を含む。）を提供しなければならない。 3～8 略	（インターネット利用環境の整備） 第4条の2 略 2 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）<u>第2条第3号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及びインターネットを利用することができる通信端末機器の販売又は貸付けを業とする者は、当該通信端末機器を少年が使用する場合は、当該役務の提供又は当該通信端末機器の販売若しくは貸付けの契約を締結する際に、少年が有害情報を閲覧し、又は視聴しないように、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他の必要な情報を提供し、その利用を推奨するよう努めなければならない。 3 略 （携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置） 第4条の3 保護者は、次に掲げる場合において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下この条において「法」という。）第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービス（法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用しない旨の申出をするときは、当該少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚では認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を携帯電話インターネット接続役務提供事業者（<u>同条第8項</u>に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 (1)及び(2) 略 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、前項各号に規定する契約（当該契約の内容を変更する契約及び当該契約の更新を内容とする契約については、同項の書面が提出される場合に限る。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、少年又はその保護者に対し、法第14条各号に掲げる事項その他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を<u>交付</u>しなければならない。 3～8 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の2の改正規定は、特定電気通信役務提供者の損害賠償

責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）の施行の日から施行する。

長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第11号

長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年長崎県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 1～3 略 （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） 4 副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、施行日から起算して<u>12年</u>を経過する日までの間は、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。 5～14 略	附 則 1～3 略 （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） 4 副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間は、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。 5～14 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第12号

長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する最低基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的等）

第3条 この条例で定める最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と一時保護施設）

第4条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一時保護施設の一般原則）

第5条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、各人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(入所した児童を平等に取り扱う原則)

第6条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第7条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向(法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。)を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第8条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第9条 一時保護施設においては、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第10条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第11条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第12条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第13条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場(一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第26条第2項において同じ。)又は屋外運動場(一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第26条第2項において同じ。)、相談室、食堂(ユニット(居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条並びに第17条第1項及び第2項において同じ。))を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。)、調理室、浴室及び便所を設けること。

(2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。

- (3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- (4) 児童の居室の一室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、一人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (5) 少年（法第4条第1項第3号に規定する少年をいう。次号において同じ。）の居室の一室の定員は、1人とするよう努めるとともに、その面積は、8平方メートル以上とするよう努めること。
- (6) 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
- (7) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- (8) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- (9) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (10) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- (11) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (12) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（一時保護施設における職員の一般的要件）

第14条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等）

第15条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽（けんさん）に励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

（職員）

第16条 一時保護施設には、次に掲げる職員を置かななければならない。

- (1) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第21条において同じ。）
 - (2) 嘱託医
 - (3) 看護師
 - (4) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）
 - (5) 心理療法担当職員
 - (6) 個別対応職員（児童10人以下を入所させる一時保護施設を除く。）
 - (7) 学習指導員（学習指導を委託する一時保護施設を除く。）
 - (8) 栄養士又は管理栄養士（児童40人以下を入所させる一時保護施設を除く。）
 - (9) 調理員（調理業務の全部を委託する一時保護施設を除く。）
- 2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。
- 3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。
- 4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

（夜間の職員配置）

第17条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員2人以上を置かななければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員1人以上を置かななければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2人を下ることはできない。

- 3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前2項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

（一時保護施設の管理者等）

第18条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

- 2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。
- 3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。
- 4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第19条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの
- 2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

（心理療法担当職員の資格）

第20条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第21条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

- 2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を2人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第22条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第23条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第24条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第24条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第25条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第26条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第27条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に

必要な協力をするよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第28条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

（一時保護施設内部の規程）

第29条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

（1）入所する児童の支援に関する事項

（2）その他施設の管理についての重要事項

（一時保護施設に備える帳簿）

第30条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第31条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第32条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

（非常災害対策）

第33条 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第34条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行き来する場合の所在の確認）

第35条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

（電磁的記録）

第36条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（設備に関する経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に存する一時保護施設（建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第13条の規定は適用せず、長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号。次条において「児童福祉施設設備運営基準条例」という。）第67条の規定を準用する。

（職員及び夜間の職員配置に関する経過措置）

第3条 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める規定により難しいときは、当該一時保護施設は、令和8年3月31日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準条例第64条及び第72条の規定を準用する。

（指導教育担当職員に関する経過措置）

第4条 令和8年3月31日までの間は、第18条第3項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第13号

長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例

長崎県工業技術センター条例（平成元年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前							
別表第 2（第 9 条関係）						別表第 2（第 9 条関係）							
番号	事務の 名称	手数料の 名称	区分	単位	金額	番号	事務の 名称	手数料の 名称	区分	単位	金額		
1	工鉦試験 検査に係 る材料の 試験の実 施	工鉦試験 検査に係 る材料試 験手数料	(1) 略			1	工鉦試験 検査に係 る材料の 試験の実 施	工鉦試験 検査に係 る材料試 験手数料	(1) 略				
			(2) かたさ試験 ア 1 類	1 試料 1 試験	990円				(2) かたさ試験 ア 1 類	1 試料 1 試験	980円		
			イ 2 類	同	1,540円				イ 2 類	同	1,510円		
			(3) 組織試験 ア 1 類	1 試料 1 試験	2,420円				(3) 組織試験 ア 1 類	1 試料 1 試験	2,470円		
			イ 2 類 ウ 3 類	同 同	3,740円 3,190円				イ 2 類 ウ 3 類	同 同	3,840円 6,040円		
2	工鉦試験 検査に係 る物理試 験の実施	工鉦試験 検査に係 る物理試 験手数料	(1) 精密測定	1 試料 1 測定	2,200円	2	工鉦試験 検査に係 る物理試 験の実施	工鉦試験 検査に係 る物理試 験手数料	(1) 精密測定	1 試料 1 測定	2,100円		
			(2) 加工	1 件30 分	1,980円				(2) 加工	1 件30 分	1,960円		
3	工鉦試験 検査に係 る化学試 験の実施	工鉦試験 検査に係 る化学試 験手数料	定量分析	(1) 金属鉦 物類の分 析試験	1 試料 1 試験	5,060円 以上 5,940円 以下	3	工鉦試験 検査に係 る化学試 験の実施	工鉦試験 検査に係 る化学試 験手数料	定量分析	(1) 金属鉦 物類の分 析試験	1 試料 1 試験	5,210円 以上 6,000円 以下
			(2) 食品の 分析試験	ア 普通	1 試料 1 試験	2,200円				(2) 食品の 分析試験	ア 普通	1 試料 1 試験	2,200円
				イ 精密	同	4,400円					イ 精密	同	4,490円
				ウ 特殊	同	6,270円					ウ 特殊	同	6,200円
			(3) 水質分 析試験			(3) 水質分 析試験							

				ア 普通	1 試料 1 試験	1,650円						ア 普通	1 試料 1 試験	1,620円 以上 1,660円 以下
				イ 複雑	同	3,080円 以上 4,950円 以下						イ 複雑	同	3,090円 以上 5,110円 以下
				ウ 精密	同	4,620円 以上 4,730円 以下						ウ 精密	同	4,610円 以上 4,790円 以下
				(4) その他 工業原料 及び製品 等の分析 試験	1 試料 1 試験	7,590円						(4) その他 工業原料 及び製品 等の分析 試験	1 試料 1 試験	7,700円
				定性分析	1 試料 1 試験	4,290円 以上 7,590円 以下						定性分析	1 試料 1 試験	4,300円 以上 7,700円 以下
4	工鉦試験 検査に係 るデザイ ンの調整 の実施	工鉦試験 検査に係 るデザイ ンの調整 手数料	(1) デザインの 調整	1 件	1 時間以 内の場合 にあって は3,960 円、1 時 間を超え る場合に あっては 30分経過 するごと (30分未 満の場合 は30分と みなす。) に2,200 円を加算 した額				4	工鉦試験 検査に係 るデザイ ンの調整 の実施	工鉦試験 検査に係 るデザイ ンの調整 手数料	(1) デザインの 調整	1 件	1 時間以 内の場合 にあって は4,090 円、1 時 間を超え る場合に あっては 30分経過 するごと (30分未 満の場合 は30分と みなす。) に2,260 円を加算 した額
			(2) 略									(2) 略		
			(3) 点群からの モデリング	1 件30 分	2,310円							(3) 点群からの モデリング	1 件30 分	2,400円
			(4) 三次元測定 機プログラム	1 件30 分	3,850円							(4) 三次元測定 機プログラム	1 件30 分	3,940円
			(5) 表面形状測 定プログラム	1 件30 分	3,190円							(5) 表面形状測 定プログラム	1 件30 分	3,260円
			(6) 連成解析	1 件30 分	4,840円							(6) 連成解析	1 件30 分	4,800円
5	略								5	略				
備考 略									備考 略					

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

長崎県窯業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第14号

長崎県窯業技術センター条例の一部を改正する条例

長崎県窯業技術センター条例（平成3年長崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					
別表第 2 （第 9 条関係）					
番号	事務の 名称	手数料の 名称	区分	単位	金額
1	センター における 試験等の 実施	窯業技術 センター 試験等手 数料	耐火度	1 件	<u>2,200円</u>
			吸水率	1 件	<u>770円</u>
			収縮率	1 件	<u>1,430円</u>
			定性分析	1 試料	<u>4,290円</u>
			定量分析	1 成分	<u>2,970円</u>
			応用試験	1 件	<u>770円以上</u> <u>8,360円以下</u>
			加工調整	1 件	<u>1,210円以上</u> <u>25,630円以下</u>
2 略					
備考 略					

改正前					
別表第 2 （第 9 条関係）					
番号	事務の 名称	手数料の 名称	区分	単位	金額
1	センター における 試験等の 実施	窯業技術 センター 試験等手 数料	耐火度	1 件	<u>2,300円</u>
			吸水率	1 件	<u>780円</u>
			収縮率	1 件	<u>1,550円</u>
			定性分析	1 試料	<u>4,180円</u>
			定量分析	1 成分	<u>2,910円</u>
			応用試験	1 件	<u>760円以上</u> <u>8,410円以下</u>
			加工調整	1 件	<u>1,190円以上</u> <u>25,590円以下</u>
2 略					
備考 略					

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

長崎県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第15号

長崎県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

長崎県立職業能力開発校条例（昭和49年長崎県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
（設置及び目的）				（設置及び目的）			
第1条 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定に基づき、職業能力開発校（以下「校」という。）を設置し、同法の規定に基づき、労働者の職業訓練を行うとともに、事業主等に対して必要な援助を行うものとする。				第1条 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。 <u>以下「法」という。</u> ）第16条第1項の規定に基づき、職業能力開発校（以下「校」という。）を設置し、同法の規定に基づき、労働者の職業訓練を行うとともに、事業主等に対して必要な援助を行うものとする。			
別表（第4条、第8条関係）				別表（第4条、第8条関係）			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
施設	略			施設	略		
冷房費	教室	1室ごと1時間につき	420円	冷暖房費	教室等	1室ごと1時間につき	20円
暖房費	教室	1室ごと1時間につき	490円		実習棟（ <u>暖房のみ</u> ）	き	40円
	実習棟	き	260円				
略				略			
警備料（平日午後6時から午後10時まで、土曜日、日曜日又は祝日に施設を使用する場合に限る。）		一使用許可ごと1時間につき	2,640円	警備料（平日午後6時から午後10時まで、土曜日、日曜日又は祝日に施設を使用する場合に限る。）		一使用許可ごと1時間につき	780円

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第16号

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（令和2年長崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																				
（開場の期日） 第5条 魚市場は、次に掲げる日（以下「休業日」という。）を除き、毎日開場する。 (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (2) 略 2 及び 3 略 別表（第10条関係） <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="2">立替区画使用料</td><td>卸売場西棟 1区画当たり1月につき</td><td>66,000円</td></tr><tr><td>卸売場東棟 1区画当たり1月につき</td><td>52,800円</td></tr></table> 備考 略	区分	単位	金額	略			立替区画使用料	卸売場西棟 1区画当たり1月につき	66,000円	卸売場東棟 1区画当たり1月につき	52,800円	（開場の期日） 第5条 魚市場は、次に掲げる日（以下「休業日」という。）を除き、毎日開場する。 (1) 日曜日 (2) 略 2 及び 3 略 別表（第10条関係） <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>立替区画使用料（卸売場西棟）</td><td>1区画当たり1月につき</td><td>66,000円</td></tr></table> 備考 略	区分	単位	金額	略			立替区画使用料（卸売場西棟）	1区画当たり1月につき	66,000円
区分	単位	金額																			
略																					
立替区画使用料	卸売場西棟 1区画当たり1月につき	66,000円																			
	卸売場東棟 1区画当たり1月につき	52,800円																			
区分	単位	金額																			
略																					
立替区画使用料（卸売場西棟）	1区画当たり1月につき	66,000円																			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第17号

長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年長崎県条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（園路及び広場） 第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （1）～（5）略 （6）高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、<u>柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組</u>	（園路及び広場） 第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （1）～（5）略 （6）高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、<u>柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組</u>

み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 略

み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 略

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

長崎県県営空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第18号

長崎県県営空港条例の一部を改正する条例

長崎県県営空港条例（昭和38年長崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																				
（重量制限） 第4条 前条の規定により空港の施設を使用する者は、空港ごとに次の表に掲げる航空機を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けたときは、この限りでない。 <table><tr><th>名称</th><th>航空機</th></tr><tr><td>福江空港</td><td>航空機分類等級（国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）の第14付属書に規定する航空機分類等級をいう。以下この表において同じ。）が377を超える航空機</td></tr><tr><td>対馬空港</td><td>航空機分類等級が519を超える航空機</td></tr><tr><td>壱岐空港</td><td>航空機分類等級が149を超える航空機</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> 2及び3 略	名称	航空機	福江空港	航空機分類等級（国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）の第14付属書に規定する航空機分類等級をいう。以下この表において同じ。）が377を超える航空機	対馬空港	航空機分類等級が519を超える航空機	壱岐空港	航空機分類等級が149を超える航空機	略		（重量制限） 第4条 前条の規定により空港の施設を使用する者は、空港ごとに次の表に掲げる航空機を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けたときは、この限りでない。 <table><tr><th>名称</th><th>航空機</th></tr><tr><td>福江空港</td><td>航空機等級番号（国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）の第14付属書に規定する航空機等級番号をいう。以下この表において同じ。）が38を超える航空機</td></tr><tr><td>対馬空港</td><td>航空機等級番号が48を超える航空機</td></tr><tr><td>壱岐空港</td><td>航空機等級番号が13を超える航空機</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> 2及び3 略	名称	航空機	福江空港	航空機等級番号（国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）の第14付属書に規定する航空機等級番号をいう。以下この表において同じ。）が38を超える航空機	対馬空港	航空機等級番号が48を超える航空機	壱岐空港	航空機等級番号が13を超える航空機	略	
名称	航空機																				
福江空港	航空機分類等級（国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）の第14付属書に規定する航空機分類等級をいう。以下この表において同じ。）が377を超える航空機																				
対馬空港	航空機分類等級が519を超える航空機																				
壱岐空港	航空機分類等級が149を超える航空機																				
略																					
名称	航空機																				
福江空港	航空機等級番号（国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）の第14付属書に規定する航空機等級番号をいう。以下この表において同じ。）が38を超える航空機																				
対馬空港	航空機等級番号が48を超える航空機																				
壱岐空港	航空機等級番号が13を超える航空機																				
略																					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県福江港ターミナルビル条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第19号

長崎県福江港ターミナルビル条例を廃止する条例

長崎県福江港ターミナルビル条例（平成16年長崎県条例第79号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第20号

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）

番号	事務の 名称	手数料の 名称	区分	単位	金額	番号	事務の 名称	手数料の 名称	区分	単位	金額
1	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画通知に対する審査（2の項に掲げるものを除く。）	建築確認申請又は計画通知手数料	(1) 床面積による区分をしないもの ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） イ 小荷物専用昇降機 ウ 工作物	1 件 同 同	13,000円 6,000円 13,000円	1	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画通知に対する審査（2の項に掲げるものを除く。）	建築確認申請又は計画通知手数料	(1) 床面積による区分をしないもの ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） イ 小荷物専用昇降機 ウ 工作物	1 件 同 同	13,000円 6,000円 13,000円
			(1) (1)及び(3)以外のものは、床面積の合計に応じて、次の区分による。 ア 30平方メートル以内 イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内 ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内 エ 200平方メートルを超え500平方メートル以内 オ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内 カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内 キ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内 ク 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内 ケ 5万平方メートルを超えるもの	1 件 同 同 同 同 同 同 同	8,000円 18,000円 31,000円 42,000円 66,000円 97,000円 231,000円 335,000円 561,000円				(1) (1)及び(3)以外のものは、床面積の合計に応じて、次の区分による。 ア 30平方メートル以内 イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内 ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内 エ 200平方メートルを超え500平方メートル以内 オ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内 カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内 キ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内 ク 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内 ケ 5万平方メートルを超えるもの	1 件 同 同 同 同 同 同 同	8,000円 18,000円 31,000円 42,000円 66,000円 97,000円 231,000円 335,000円 561,000円
			(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（建築						(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（建築		

				物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項又は第2項（これらの規定を同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物及び建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。）					物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項又は第2項（これらの規定を同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物及び建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。）				
				ア 一戸建て住宅					ア 一戸建て住宅				
				(ア) 200平方メートル未満	1件	(2)の規定による金額に1万1,000円を加算した額			(ア) 200平方メートル未満	1件	(2)の規定による金額に1万1,000円を追加した額		
				(イ) 200平方メートル以上	同	(2)の規定による金額に1万2,000円を加算した額			(イ) 200平方メートル以上	同	(2)の規定による金額に1万2,000円を加算した額		
				イ 共同住宅等					イ 共同住宅等				
				(ア) 300平方メートル未満	1件	(2)の規定による金額に2万1,000円を加算した額			(ア) 300平方メートル未満	1件	(2)の規定による金額に2万1,000円を加算した額		
				(イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	(2)の規定による金額に3万3,000円を加算した額			(イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	(2)の規定による金額に3万3,000円を加算した額		
				(ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	同	(2)の規定による金額に5万3,000円を加算した額			(ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	同	(2)の規定による金額に5万3,000円を加算した額		
				(エ) 5,000平方メートル以上	同	(2)の規定による金額に6万9,000円を加算した額			(エ) 5,000平方メートル以上	同	(2)の規定による金額に6万9,000円を加算した額		

2～2の3 略						2～2の3 略					
3	建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画の変更の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の変更の通知に対する審査	計画変更確認申請又は計画変更通知手数料	(1) 床面積による区分をしないもの ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） イ 小荷物専用昇降機 ウ 工作物	1 件 同 同	9,000円 4,000円 9,000円	3	建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画の変更の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の変更の通知に対する審査	計画変更確認申請又は計画変更通知手数料	(1) 床面積による区分をしないもの ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） イ 小荷物専用昇降機 ウ 工作物	1 件 同 同	9,000円 4,000円 9,000円
			(2) (1)以外のもの	1 件	当該計画の変更の対象たる建築物の床面積の合計に2分の1を乗じて得たもの（計画の変更が床面積の増加である場合には、その増加する面積）を1の項の(2)に掲げる床面積とみなして、その床面積の区分に対応する金額				(2) (1)以外のもの	1 件	当該計画の変更の対象たる建築物の床面積の合計に2分の1を乗じて得たもの（計画の変更が床面積の増加である場合には、その増加する面積）を1の項の(2)に掲げる床面積とみなして、その床面積の区分に対応する金額
4	建築基準法第7条第1項（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく	完了検査申請又は完了検査通知手数料	(1) 床面積による区分をしないもの ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） イ 小荷物専用昇降機 ウ 工作物	1 件 同 同	17,000円 11,000円 12,000円	4	建築基準法第7条第1項（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく	完了検査申請又は完了検査通知手数料	(1) 床面積による区分をしないもの ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） イ 小荷物専用昇降機 ウ 工作物	1 件 同 同	17,000円 11,000円 12,000円
			(2) (1)及び(3)以外のものは、床面積の合計に応じて、次の区分による。 ア 30平方メートル以内 イ 30平方メートルを超え50平方メートル以内	1 件 同	20,000円（ただし、中間検査をしたものについては、16,000円） 26,000円				(2) (1)及び(3)以外のものは、床面積の合計に応じて、次の区分による。 ア 30平方メートル以内 イ 30平方メートルを超え50平方メートル以内	1 件 同	20,000円（ただし、中間検査をしたものについては、16,000円） 26,000円

完了検査の通知に対する検査（5の項に掲げるものを除く。）	ルを超え100平方メートル以内	（ただし、中間検査をしたものにあつては、23,000円）	完了検査の通知に対する検査（5の項に掲げるものを除く。）	ルを超え100平方メートル以内	（ただし、中間検査をしたものにあつては、23,000円）
	ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内	38,000円（ただし、中間検査をしたものにあつては、35,000円）	完了検査の通知に対する検査（5の項に掲げるものを除く。）	ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内	38,000円（ただし、中間検査をしたものにあつては、35,000円）
	エ 200平方メートルを超え500平方メートル以内	43,000円（ただし、中間検査をしたものにあつては、40,000円）		エ 200平方メートルを超え500平方メートル以内	43,000円（ただし、中間検査をしたものにあつては、40,000円）
	オ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	59,000円（ただし、中間検査をしたものにあつては、55,000円）		オ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	59,000円（ただし、中間検査をしたものにあつては、55,000円）
	カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	80,000円（ただし、中間検査をしたものにあつては、76,000円）		カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	80,000円（ただし、中間検査をしたものにあつては、76,000円）
	キ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	193,000円（ただし、中間検査をしたものにあつては、182,000円）		キ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	193,000円（ただし、中間検査をしたものにあつては、182,000円）
	ク 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	282,000円（ただし、中間検査をしたものにあつては、268,000円）		ク 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	282,000円（ただし、中間検査をしたものにあつては、268,000円）
	ケ 5万平方メートルを超えるもの	493,000円（ただし、中間検査をしたものにあ		ケ 5万平方メートルを超えるもの	493,000円（ただし、中間検査をしたものにあ

[illegible]

			オ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	つては、 46,000円) 69,000円 (ただし 、中間検査をした ものにあ つては、 65,000円)				オ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	つては、 46,000円) 69,000円 (ただし 、中間検査をした ものにあ つては、 65,000円)		
			カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	94,000円 (ただし 、中間検査をした ものにあ つては、 90,000円)				カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	94,000円 (ただし 、中間検査をした ものにあ つては、 90,000円)		
			キ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	227,000円 (ただし 、中間検査をした ものにあ つては、 216,000円)				キ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	227,000円 (ただし 、中間検査をした ものにあ つては、 216,000円)		
			ク 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	同	331,000円 (ただし 、中間検査をした ものにあ つては、 317,000円)				ク 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	同	331,000円 (ただし 、中間検査をした ものにあ つては、 317,000円)		
			ケ 5万平方メートルを超えるもの	同	579,000円 (ただし 、中間検査をした ものにあ つては、 560,000円)				ケ 5万平方メートルを超えるもの	同	579,000円 (ただし 、中間検査をした ものにあ つては、 560,000円)		
5 及び 6 略						5 及び 6 略							
7	建築基準法第7条の6第1号及び第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む)	検査済証の交付を受ける前における建築物等号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む)		1 件	120,000円	7	建築基準法第7条の6第1号及び第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む)	検査済証の交付を受ける前における建築物等号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む)		1 件	120,000円		

	む。)又は第18条第38項第1号及び第2号の規定に基づく仮使用の申請に対する審査						む。)又は第18条第38項第1号及び第2号の規定に基づく仮使用の申請に対する審査				
7の2～50略						7の2～50略					
51	建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録又は同条第3項の規定に基づく建築士事務所の登録の更新の申請に対する審査	建築士事務所の登録又は登録更新の申請手数料		1件	19,000円	51	建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録又は同条第3項の規定に基づく建築士事務所の登録の更新の申請に対する審査	建築士事務所(1)1級建築士事務所の場合 (2)2級建築士事務所又は木造建築士事務所の場合		1件	15,000円
51の2略						51の2略					
52	宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許又は同条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査	宅地建物取引業の免許又は免許の更新の申請手数料		1件	33,000円 （当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、 26,500円）	52	宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許又は同条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査	宅地建物取引業の免許又は免許の更新の申請手数料		1件	33,000円

53～77 略

備考 略

53～77 略

備考 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第21号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成15年長崎県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（法第34条第11号の条例で定める予定建築物等の用途） 第4条 法第34条第11号の規定により開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、建築基準法別表第2（い）項のうち、次に掲げる用途以外の用途とする。 （1）及び（2） 略 <u>（3） 前条第1項の規定による条例で指定する土地の区域を有する市町村が法第18条の2の基本方針に基づき定める住宅</u>	（法第34条第11号の条例で定める予定建築物等の用途） 第4条 法第34条第11号の規定により開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、建築基準法別表第2（い）項のうち、次に掲げる用途以外の用途とする。 （1）及び（2） 略

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- この条例の施行日前に都市計画法第29条、第35条の2又は第43条の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第22号

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年長崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（公務旅費） 第5条 略 2 公務旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用するものとし、この場合において、議長は副大臣、議長以外の議員は指定職の職務にある者とみなす。<u>ただし、次の各号に掲げる公務旅費については、当該各号に定める額とする。</u>	（公務旅費） 第5条 略 2 公務旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用するものとし、この場合において、議長は副大臣、議長以外の議員は指定職の職務にある者とみなす。<u>ただし、内国旅行における日当は旅行諸費とし、その額は職員の旅費に関する条例の規定を準用し、車賃の額は次に掲げる旅行の区分に応じそれぞれ次に定める額とする。</u>

(1) <u>議長が別に定める特別な事情がある場合の宿泊費</u> <u>議長が別に定める額</u> (2) <u>自家用自動車を利用する移動に要する交通費</u> 路程 1 キロメートル（1 キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）につき 37 円を乗じて得た額に高速自動車国道等の有料の道路の料金の額を加えた額 3～5 略 (応招旅費) 第 6 条 略 2 <u>応招旅費の額については、前条第 2 項に定める公務旅費の額に準じる。</u> 3 <u>前項に定めるもののほか、会議に出席した日は、公務諸費として 1 日につき 3,000 円を支給するものとする。</u> 4 <u>応招旅費のうち宿泊費及び宿泊手当については、住所地から県庁までの距離が 50 キロメートル以上である議員に対し、旅行の行程に必要であると認められる次の各号のいずれかに該当し、かつ、実際に宿泊した場合に限り支給する。</u> (1)～(3) 略 5 略 6 <u>第 4 項に掲げるもののほか、大雨、大雪、大地震等の天災その他やむを得ない事情により議長が特に必要と認める場合は、<u>宿泊費及び宿泊手当</u>を支給する。</u> 7 略 8 略	(1) <u>軌道事業及び一般乗合旅客自動車運送事業に係る交通機関を利用する旅行</u> <u>当該交通機関の利用に係る運賃に相当する額</u> (2) <u>自家用自動車を利用する旅行</u> 路程 1 キロメートル（1 キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）につき 37 円を乗じて得た額に高速自動車国道等の有料の道路の料金の額を加えた額 3～5 略 (応招旅費) 第 6 条 略 2 <u>応招旅費の額については、前条第 2 項に定める公務旅費の額に準じる。ただし、<u>宿泊料及び旅行諸費については、次のとおりとする。</u></u> (1) <u>宿泊料については、宿泊 1 日につき 10,800 円の範囲内で、議長が別に定める額を支給する。ただし、やむを得ない事情により、この範囲内で宿泊することができない場合は、宿泊 1 日につき 13,300 円の範囲内で現に宿泊に要した額を支給することができる。</u> (2) <u>会議等に出席した日は、旅行諸費に代えて、公務諸費を支給するものとし、公務諸費の額は 1 日につき 3,000 円とする。</u> 3 <u>応招旅費のうち宿泊料については、住所地から県庁までの距離が 50 キロメートル以上である議員に対し、旅行の行程に必要であると認められる次の各号のいずれかに該当し、かつ実際に宿泊した場合に限り支給する。</u> (1)～(3) 略 4 略 5 <u>第 3 項に掲げるもののほか、大雨、大雪、大地震等の天災その他やむを得ない事情により議長が特に必要と認める場合は、<u>宿泊料</u>を支給する。</u> 6 略 7 略
---	---

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第 23 号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 47 年長崎県条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(種類)	(種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1)～(10) 略

(11) 夜間学級担当手当

(教員特殊業務手当)

第3条 教員特殊業務手当は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年長崎県条例第77号）第1条及び第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員で、職務の級が職員給与条例別表第4イ教育職給料表(2)若しくは同条例別表第4ウ教育職給料表（三）又は市町村立学校職員給与条例別表第1小学校中学校教育職給料表若しくは同条例別表第2高等学校教育職給料表の1級、2級又は特2級である者が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。

(1)及び(2) 略

(3) 人事委員会規則で定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。次号及び第5号において「職員勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する週休日（市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第28号）の規定により例によることとされる週休日を含む。次号及び第5号において「週休日」という。）若しくは職員給与条例第13条及び市町村立学校職員給与条例第11条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等若しくは職員給与条例第15条後段及び市町村立学校職員給与条例第13条後段の人事委員会規則で定める日（次号及び第5号において「休日等」という。）に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は職員勤務時間条例第5条の規定により勤務日のうち半日勤務時間を割り振ることをやめた日若しくは週休日とされた日において半日勤務時間を割り振られた日に行うもの

(5) 略

2 略

(夜間部兼務手当)

第4条 夜間部兼務手当は、昼間部の授業を本務とする県立の学校に所属する職員（以下「県立学校職員」という。）が、夜間部の授業を行ったとき又は中学校若しくは義務教育学校の後期課程（以下「中学校等」という。）の夜間において授業を行う学級（以下「夜間学級」という。）以外の学級の授業を本務とする職員が、中学校等の夜間学級の授業を行ったときに支給する。

2 略

(昼間部兼務手当)

第5条 昼間部兼務手当は、夜間部の授業を本務とする県立学校職員が、昼間部の授業を行ったとき又は中学校等の夜間学級の授業を本務とする職員が、中学校等の夜間学級以外の学級の授業を行ったときに支給する。

2 略

(夜間学級担当手当)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1)～(10) 略

(教員特殊業務手当)

第3条 教員特殊業務手当は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年長崎県条例第77号）第1条及び第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員で、職務の級が職員給与条例別表第4イ教育職給料表(2)若しくは同条例別表第4ウ教育職給料表（三）又は市町村立学校職員給与条例別表第1小学校中学校教育職給料表若しくは同条例別表第2高等学校教育職給料表の1級、2級又は特2級である者が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。

(1)及び(2) 略

(3) 人事委員会規則で定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第3条第1項に規定する週休日（市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第28号）の規定により例によることとされる週休日を含む。次号及び第5号において「週休日」という。）若しくは職員給与条例第13条及び市町村立学校職員給与条例第11条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等若しくは職員給与条例第15条後段及び市町村立学校職員給与条例第13条後段の人事委員会規則で定める日（次号及び第5号において「休日等」という。）に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。次号において「職員勤務時間条例」という。）第5条の規定により勤務日のうち半日勤務時間を割り振ることをやめた日若しくは週休日とされた日において半日勤務時間を割り振られた日に行うもの

(5) 略

2 略

(夜間部兼務手当)

第4条 夜間部兼務手当は、昼間部の授業を本務とする県立の学校に所属する職員（以下「県立学校職員」という。）が、夜間部の授業を行ったときに支給する。

2 略

(昼間部兼務手当)

第5条 昼間部兼務手当は、夜間部の授業を本務とする県立学校職員が、昼間部の授業を行ったときに支給する。

2 略

第13条 夜間学級担当手当は、夜間学級を置く中学校等において、本務として校長の職にある者、本務として夜間学級に関する校務をつかさどる副校長、本務として夜間学級に関する校務を整理する教頭、本務として夜間学級に関する校務の一部を整理し、又は本務として夜間学級を担当する主幹教諭並びに本務として夜間学級を担当する指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に支給する。

2 前項の手当の額は、夜間学級担当手当を受ける者の給料月額に、次の各号の区分に従い、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 校長、副校長及び教頭 100分の4

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の5

第14条及び第15条 略

第13条及び第14条 略

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第2条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年長崎県条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（教職調整額を給料とみなして適用する条例等） 第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。 (1)～(9) 略 <u>(10) 学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年長崎県条例第31号。第13条の規定に限る。）</u> （教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等） 第7条 教育職員については、正規の勤務時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条まで（市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第28号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）の規定により例によることとされる場合を含む。）の規定による勤務時間をいう。この項及び次条において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、次に掲げる日における正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。）を命じないものとする。 (1)及び(2) 略 2及び3 略	（教職調整額を給料とみなして適用する条例等） 第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。 (1)～(9) 略 （教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等） 第7条 教育職員については、正規の勤務時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条まで（市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第28号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）の規定により例によることとされる場合を含む。）の規定による勤務時間をいう。この項及び第8条において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、次に掲げる日における正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。）を命じないものとする。 (1)及び(2) 略 2及び3 略

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年長崎県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 （学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）	附 則 （学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第24条 暫定再任用短時間勤務職員は、第19条の規定による改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する条例第14条の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

第24条 暫定再任用短時間勤務職員は、第19条の規定による改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する条例第13条の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第24号

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

（市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正）

第1条 市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和32年長崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（定数） 第2条 市町村立学校県費負担教職員（以下「教職員」という。）の定数は、 <u>9,045人</u> とする。	（定数） 第2条 市町村立学校県費負担教職員（以下「教職員」という。）の定数は、 <u>9,057人</u> とする。

（県立学校職員定数条例の一部改正）

第2条 県立学校職員定数条例（昭和32年長崎県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（定数） 第3条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 中学校及び高等学校の職員 <u>2,794人</u> (2) 特別支援学校の職員 <u>1,300人</u>	（定数） 第3条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 中学校及び高等学校の職員 <u>2,797人</u> (2) 特別支援学校の職員 <u>1,280人</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四) 一一一
(八九五) 二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
ミッド
印刷